

## 鶴ヶ島市道路・水辺のサポート制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、市が管理する道路及び水路（以下「道水路」という。）において、美化・清掃活動等を行う団体等を募集し、市民と行政が協力して地域環境の向上を図り、且つ良好な地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「道路・水辺のサポーター」とは、市との協定に基づき、ボランティアで道水路の一定区間を自発的に美化・清掃等を行う個人及び団体（以下「団体等」という。）をいう。

### (活動内容)

第3条 道路・水辺のサポート制度による活動内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道水路の美化・清掃に関すること。
- (2) 道水路に対する愛護心の啓発に関すること。
- (3) 道水路の改善提案及び実施に関すること。
- (4) 道水路の破損等の通報に関すること。

### (支援)

第4条 市長は、団体等に対して予算の範囲内で次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 美化・清掃に関して必要な支援。
- (2) 軍手、ゴミ袋、その他の清掃用具等の支給又は貸与。
- (3) 活動に伴うゴミ処理に必要な支援。
- (4) 活動中の事故等に対する補償は、市民総合賠償補償保険で対応。

### (公募)

第5条 市長は、広報紙等により、道路・水辺のサポーターを希望する団体等を公募する。

### (申込み方法)

第6条 道路・水辺のサポーターになることを希望する団体等は、市長に次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 道路・水辺のサポート制度参加申込書（様式第1号）

(2) 道路・水辺のサポート制度参加者名簿（様式第2号）

(3) 道路・水辺のサポート制度活動計画書（様式第3号）

（協議）

第7条 市長は、前条で道路・水辺のサポート制度参加申込書の提出があったときには、活動計画等について団体等と協議する。

（協定の締結）

第8条 前条の協議により合意したときは、団体等と市長との間で道路・水辺のサポート制度の実施に関する協定書（様式第4号）を取り交わすものとする。

2 活動計画等合意の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ、内容を変更することができる。

3 市長は、団体等が協定書の内容を履行しないとき、又は協定内容を逸脱したときは、協定内容に基づく活動を行うよう指導及び助言することができる。

（計画及び報告）

第9条 団体等は、毎年4月末までにその年度の道路・水辺のサポート制度参加者名簿（様式第2号）及び道路・水辺のサポート制度活動計画書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 団体等は、毎年4月末までに前年度の活動内容についての道路・水辺のサポート制度活動報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（サポーターの解除）

第10条 団体等が活動を止めるときは、市長に道路・水辺のサポート制度参加辞退届（様式第6号）を提出することにより、協定を解除することができる。

2 市長は、団体等が第8条第3項の指導及び助言に従わないとき、若しくは第1条の目的にふさわしくない行為があったときは、道路・水辺のサポート制度の実施に関する解除通知（様式第7号）により協定を解除することができる。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。